

昨日(12月6日)の報道によれば、自公両党において防衛庁の省昇格に合意したようである。今後「省」の名称を含め、両党間において調整を進め、国際平和協力任務を本来任務とする自衛隊法の改正と併せて次期の通常国会に上程して明後年(07)の4月までには成立を期すと言う。取り敢えず大きな一歩である。

永年の懸案であった防衛庁の省昇格が今や指呼の間になった。さて、何故、省昇格なのだろうか？折角の機会であるので、防衛庁の省昇格問題について考えてみたい。

(以下の拙文は、小生が帯広の第5師団長在任時に、部下諸官に対して、小生の折々の想いを伝えるべく「独白」と称して配布した資料の一部である。表現を一部加筆修正した。)



(防衛庁正門)

『言うまでもなく、防衛庁は内閣府におかれる外局であり、「大臣」が所管事務の「主任の大臣」と規定されているのに反して、「長官」は、総理大臣の指揮を受ける外局の長であるに過ぎない。つまり、長官は、内閣総理大臣の統括下で防衛事務を実施する、即ち総理の指揮監督を受け自衛隊の隊務を統括するという地位権限しか与えられていないのである。

「長官」と「大臣」は同じ国務大臣と言う地位にありながらも、両者には権限上の大きな差異がある。それを略記すれば次の通りである。

① 案件の閣議提案権(閣議請議権)

大臣であれば、自衛隊部隊の重要な活動・派遣などの案件を閣議に提案出来るが、長官は、単独で閣議に提案できず、総理大臣に上申し、総理大臣から提議する必要がある。

② 命令制定権

大臣は、自ら所管事務に関する府令、省令を制定出来るが、国家行政組織法により「庁」は、省令の制定や改正が出来ない。これもあくまでも内閣府の長たる総理大臣に上申して、総理大臣の権限で省令や政令の改訂を行なわねばならない。

③ 機関委任事務指揮権

各省は、所管事務の一部を地方公共団体の長に委任し、その処理を指揮出来ることとなっているが、これも総理大臣を通じてでしか出来ない。委任事務としては例えば、募集事務がある。

④ 予算案提出権・執行権

所管事務に関する予算案を作成し、財務大臣に提出し、予算を執行する権限は、内閣総理大臣に上申して行う必要があり、長官名では出来ない。

これらを総括し、国際常識に照らして、問題点を整理すれば、次のように言えるのである

う。

① 長官の閣議請求権

防衛庁の主管事務に関して、長官自ら閣議による意思決定を求めることが出来ず、防衛に関する法律・政令の制定・改廃、人事、防衛力整備等の防衛事務に関して内閣府を通じた事務手続きが必要である。

② 国家行政組織における地位

「庁」は、内閣の統制下で行政事務を司る「府」「省」の事務の一部を行う機関として、それらの下に置かれているものであり、国防という国家の本質的役割を担う機関でありながら他の省と同格ではない。

③ 組織名称の問題

定員が約29万人と全行政組織上第二位、予算規模も第6位である。諸外国において、国防組織を「省」として設置し、専任の大臣が業務を掌理する国が多く、この事に鑑み、これだけの大規模な組織が「庁」であるのは不自然である。

参考までに、政府は、昭和39年に防衛庁の省格上げを閣議決定している。即ち、「臨時行政調査会」(第一次臨調)の論議でも焦点の一つとなり、政府は自民党の強い要請を受ける形で、同年六月、防衛庁設置法改正案など防衛省設置関連法案を閣議決定したのである。

しかしながら、池田隼人首相(当時)の病氣退陣による政局混乱や社会党が強く反対したことなどから、結局法案は国会に提出されなかった。

行政改革会議を設置して平成13年1月からの中央省庁再編を議論した橋本政権は、当時、自社さ政権だった事もあり、政権維持を優先させた(?)ために、省昇格を見送った。

環境問題は重要だが、環境庁が省になって防衛庁が省に昇格していないというのは、小生ならずとも奇異に感ずるといったら言い過ぎだろうか。』

追記：本日は所謂開戦記念日である。夕方朝霞台の駅で共産党が「憲法改悪反対」と街宣と署名運動をしていたが、誰も署名をしていなかったのは流石だと思った。問題は、第二次世界大戦が始まったのが今日(12月8日)であると非常識丸出しに大音量で呼ばわっていたことだ。憲法問題など論議する以前の問題である。